

令和 年度市民税・県民税の申告書
(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

受付印

丹波篠山市長 宛
年 月 日提出

添付資料

- 確定申告書の控（写し）[提出前・後]
- 特定口座年間取引報告書（写し）
- 配当の支払通知書（写し）

現住所	丹波篠山市			フリガナ				
				氏名				
1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 同上	生年月日	性別	男	電話番号	自宅	-	-
				女		携帯	-	-

○確定申告した（予定含む）上場株式等の所得のすべて

○確定申告した（予定含む）上場株式等の所得のすべて			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
前年以前から繰越された上場株式等の譲渡損失額		円	

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分も含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）

（注意）上記の表の住民税の特別徴収税額の記入誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得のすべてについて、住民税では申告いたしません。
- 2 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

○住民税で申告する上場株式等の所得

○住民税で申告する上場株式等の所得			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
前年度以前から繰越された上場株式等の譲渡損失額		円	左の欄に記入がない場合、前年度以前からの譲渡損失の繰越は適用できません。

2は以下の例の場合等に使用します。

（例）確定申告で総合課税とした配当所得を住民税では分離課税で申告
前年度以前から繰越された上場株式等の譲渡損失額がある

【注意事項】

- この申告書の申告期限は市民税県民税税額決定・納税通知書が到達するまでです。その後のご申告は一切お受けいたしかねますのでご注意ください。
- 住民税で申告不要制度を選択した場合、住民税で配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 納税通知書が届いたのちに課税方式を変更することはできません（過年度分も同様です）。
- 特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得等もあわせて申告しなければなりません。
- 所得税と住民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と住民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。